

新型コロナウイルス感染症に関する支援のご案内

市では、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援を行っています。
詳しくは、各問合せ先へご確認ください。

作成：政策調整課感染症対策総合調整担当 ☎(20)3000、FAX(21)5120

PCR等検査・施設の消毒

新型コロナウイルス感染症まん延防止対策費補助金

民間施設・事業所で感染者が確認され、PCR検査または抗原検査や施設の消毒を行った場合、その費用を補助します。

- ▶対象施設＝【1種】公共性の高い施設 【2種】1種以外の事業所
 - ▶補助対象＝施設の利用者または従業員に感染者が出た場合に、利用者などに実施するPCR等検査に要する費用および施設などの消毒に要する費用
 - ▶補助額＝【1種】PCR等検査費用の全額、消毒費用の2分の1
【2種】PCR等検査費用の2分の1、消毒費用の3分の1
- ※各種補助については、上限があります
- ▶申請方法＝申請書に、補助対象経費の内訳および支払いが確認できる書類の写しを添付してください。

■問合せ＝

【1種】

- ▶高齢者施設について 介護保険課 ☎(20)3022
- ▶障がい者施設について 障がい福祉課 ☎(20)3025
- ▶保育施設について 保育課 ☎(20)3038
- ▶民間放課後児童クラブについて こども課 ☎(20)3023
- ▶医療施設について 健康増進課 ☎(24)5770
- ▶私立学校について 教育総務課 ☎(20)3106

【2種】

- ▶1種以外の事業所について 産業立市推進課 ☎(20)3040

高齢者・基礎疾患のある方・妊婦へのPCR等検査の実施

65歳以上の高齢者、妊婦、基礎疾患のある方で、PCR等検査を希望する市民に対して、市の負担で検査を行います。※無症状の方のみ。1人につき年2回（妊婦は年1回）まで

- ▶実施期間＝令和3年5月から令和4年3月まで
- ▶実施日＝【5・6月】第4水曜日 【7月以降】第2、4水曜日 ※実施日は市が調整します
- ▶実施方法＝唾液採取による検査
- ▶検査の流れ＝①電話またはFAX（様式は任意）でご予約ください。その際、必要事項（住所、氏名、年齢、電話番号）をお伝えください。②市から申込書と検査キットをお送りします。③申込書、唾液を入れた検査キットおよび身分の確認できるもの（「運転免許証」や「介護保険被保険者証」、「母子健康手帳」など）を指定の日時、場所へ持参してください。④陽性が確認された方には、検査結果を速やかに通知します。

■問合せ＝

- ▶65歳以上の高齢者について いきいき高齢課 ☎(20)3021、FAX(21)3254
- ▶妊婦・基礎疾患がある方について 健康増進課 ☎(24)5770、FAX(20)3032

●熱などの症状のある方は新型コロナウイルス受診・ワクチン相談センター ☎0570(052)092

受診に関すること（24時間、土・日・祝日を含む）

ワクチン接種に関すること（午前9時～午後9時、土・日・祝日を含む）



事業の継続に関するもの

①事業継続計画の策定

事業継続計画（BCP）策定奨励金

新型コロナウイルスの感染拡大をはじめ、台風や地震などの大規模災害発生時に対応するため、事業継続計画（BCP）を策定する市内の企業に対して、策定などに係る経費を補助します。

- ▶対象者＝市内に事業所を有する個人・法人で、当該事業所を対象とした計画を策定し、国の認定を受けた事業者
- ▶対象経費＝事業継続計画（BCP）策定に要する費用
- ▶補助額＝上限20万円 ※1事業者当たり
- ▶申請方法＝申請書に策定済みの計画書と国の認定書、領収書などを添付してください。

②新しい働き方の促進

事業所等新しい働き方導入促進補助金

従業員が利用するモバイル端末やリモート業務関連ソフトを導入し、テレワークに取り組む事業者に対し、テレワーク環境の整備に要する経費を補助します。

- ▶対象者＝市内に常時雇用する従業員5人以上の事業所などを有する事業者
- ▶対象経費＝①テレワーク関連機器などの導入費、②市内民間施設などの活用促進（借上）費
- ▶補助額＝①上限30万円（補助率3分の2）、②上限5万円（補助率3分の2）
- ▶申請方法＝申請書に事業計画書と見積書などを添付してください。

サテライトオフィス等立地促進奨励金

市内で新たにサテライトオフィスやコワーキングスペースなどを開設した事業者に、運営に要する経費を奨励金として交付します。

- ▶対象者＝市内にサテライトオフィスを開設・運営している市外の企業、市内の空き物件などをコワーキングスペースなどの目的で改修し、開設・運営している事業者など
- ▶対象経費＝人件費、光熱水費などの固定費や広告宣伝費
- ▶補助額＝月額：上限2万円（補助率3分の2） ※1事業者当たり
- ▶申請方法＝申請書に事業計画書と見積書などを添付してください。

③営業時間短縮による影響を受けた事業者の支援

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮影響事業者支援金

緊急事態宣言による飲食店への営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛による影響を受けた事業者などに対する国の一時支援金（法人：上限60万円、個人：上限30万円）に市独自の加算分を支給します。

- ▶対象者＝国の一時支援金の支給を受けた事業者
- ▶補助額＝法人：上限10万円、個人：上限5万円
- ▶申請方法＝申請書に国の一時支援金の給付通知ハガキの写しなどを添付してください。
- ▶申請期限＝原則として国の一時支援金の給付通知を受けた日から6カ月以内

■ 申込・問合せ＝

▶ 事業の継続に関するもの（①～③）について 産業立市推進課 ☎（20）3040、FAX（20）3029

● 聴覚障がいなどのある方のための新型コロナウイルスに関する相談窓口

【平日】 FAX 028(623)3052（午前8時30分～午後8時）

【夜間・休日】 FAX 028(623)2527

